

東京都私立高等学校等収容定員変更認可基準

平成7年3月20日
6総学二第1274号

改正 平成15年3月26日
14生文私行第2847号

改正 平成17年3月29日
16生文私行第2949号

改正 平成20年2月8日
19生文私行第2954号

第1 趣旨

私立高等学校、中学校及び小学校（以下「高等学校等」という。）が、その特色ある教育を充実し、又は教育条件を向上させることを目的として、既に認可された収容定員を変更しようとする場合の認可の取扱いについては、当分の間、この基準の定めるところによるものとする。

第2 収容定員の減少

収容定員を減少することにより、児童・生徒一人当たりの校舎及び運動場（以下「校舎等」という。）のそれぞれの面積が減少してはならない。

第3 収容定員の増加

1 収容定員を増加する場合は、次の条件を満たしていなければならない。

(1) 校舎等の面積

収容定員を増加した後の校舎等の面積は、東京都私立学校等設置認可基準（平成7年3月20日6総学二第1273号。以下「設置認可基準」という。）に定める基準を満たしていなければならない。ただし、中学校及び小学校の運動場の面積については、別表1に定めるとおりとする。

この場合において、面積の算定に当たっては、設置認可基準第5の1の(1)及び(2)を準用する。

(2) 運動場

運動場は、自己所有でなければならない。

ただし、20年以上安定して使用できる権利を取得し、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

運動場は、校舎と同一敷地又は隣接地にななければならない。

ただし、通常の交通機関で1時間以内の地域に所在し、常時使用が可能であり、かつ、運動場を除く、校地・校舎が借用でなく、教育上、安全上支障がないと認められるものについてはこの限りではない。

第3の1の(2)のただし書の場合においては、児童・生徒の移動について、学校の責任で集団的に行うなど、教育的配慮が十分になされていなければならない。

(3) 校舎

校舎には、普通教室の他、児童・生徒数に応じた特別教室その他の必要な設備を備えていなければならない。

各学校種別ごとの学習指導要領に基づき、各学校が定めるカリキュラムが施行できるような実習室、実験室等を備えていなければならない。

(4) 学級定員等

収容定員を厳守するとともに、同時に授業を受ける一学級の児童・生徒数は40人以下とする。

(5) 教職員

教職員は、収容定員の増加に対応できるだけの員数の確保が確認できなければならない。

(6) 借入金等の制限

当該高等学校等を設置する学校法人には、借入金等の負債があってはならない。ただし、その負債の規模、目的等に照らし、教育上支障がないと認められるものについては、この限りではない。

この場合においては、設置認可基準第6を準用する。

第4 中学校と高等学校相互間の変更

中学校と高等学校相互間での定員の増減による定員の変更を行う場合は、生徒一人当たりの校舎等のそれぞれの面積が減少してはならない。

第5 学科間の収容定員の変更

同一学校の学科相互間又は学科の廃止に伴う設置で、総定員の変更を生じさせずに定員の変更を行う場合は、生徒一人当たりの校舎等のそれぞれの面積が減少してはならない。

第6 中学校及び小学校の定員変更の特例等

高等学校等と併設される中学校及び小学校については、教育上支障のない範囲で高等学校等との校地及び校舎等を共用することができる。

第7 学級編制

第2、第4及び第5において、同時に授業を受ける一学級の児童・生徒数が増加してはならない。

ただし、一学級の児童・生徒数が40人以下の場合は、この限りではない。

第8 その他

当該高等学校等を設置する学校法人において、児童・生徒募集再開計画のない募集停止中の高等学校等又は高等学校の課程若しくは学科等が東京都の区域内にあってはならない。

附 則

- 1 この基準は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 私立高等学校等の収容定員変更認可基準は廃止する。
- 3 この基準は、設置認可基準に基づき設置認可された高等学校等（設置認可基準付則の3の規定により設置認可基準に基づき設置認可された高等学校等とみなされた高等学校等を含む。）には、適用しない。

附 則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年2月8日から施行する。

別表1 中学校及び小学校が収容定員を増加する場合の運動場の面積（第3関係）

運動場の所在地	児童・生徒一人当たりの面積
区部	8 m ² 以上
区部以外	10m ² 以上

ただし、運動場の全面積は、中学校は3,600m²、小学校は2,400m²を下らないこととし、中学校は8,400m²以上、小学校は7,200m²以上であれば、児童・生徒一人当たりの面積にかかわらず基準を満たすものとする。

区部とは、特別区の存する地域を言う。